

八尾空港西側跡地まちづくり基本構想検討会開催要綱

（目的）

第1条 八尾空港西側跡地におけるまちづくりに関して、当地域のポテンシャルを活かしたまちづくりの推進に向けて意見交換を行い、まちづくりのコンセプトや土地利用の具体化を図ることを目的として、八尾空港西側跡地まちづくり基本構想検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討対象区域）

第2条 検討対象区域は、別図に示す八尾空港西側跡地とする。

2 前条の目的を達成するために、第4条第2項に定める座長が必要であると認めるときは、前項の検討対象区域について、その他用地を含むなど範囲の変更を妨げない。

（検討事項）

第3条 検討会において意見交換する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) まちづくりの方向性やあるべき姿に関する事
- (2) めざす土地利用計画に関する事
- (3) 必要となる基盤整備に関する事
- (4) 前各号の実現に向けた具体的な手法に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

（検討会）

第4条 検討会は別表1に掲げる構成員（地方公共団体にあっては当該地方公共団体が指名する職員）及び別表2に掲げるオブザーバーが出席する。

2 検討会に座長を置き、座長は、検討会の構成員の互選により定める。

3 座長は、会議の議事を進行する。

4 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する出席者がその職務を代わって行う。

5 座長は、必要に応じて、関係者等の出席を求めることができる。

（適用期間）

第5条 検討会の適用期間は、施行日から令和 10 年3月 31 日までとする。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、八尾市、大阪市において行う。

（運営）

第7条 検討会は原則として公開とし、傍聴については要領で定めることとする。ただし、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）第6条各号又は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市

条例第3号)第7条各号に基づき、非公開とする場合については、この限りではない。

(その他)

第8条 検討会の出席者は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で検討会に参加することができる。

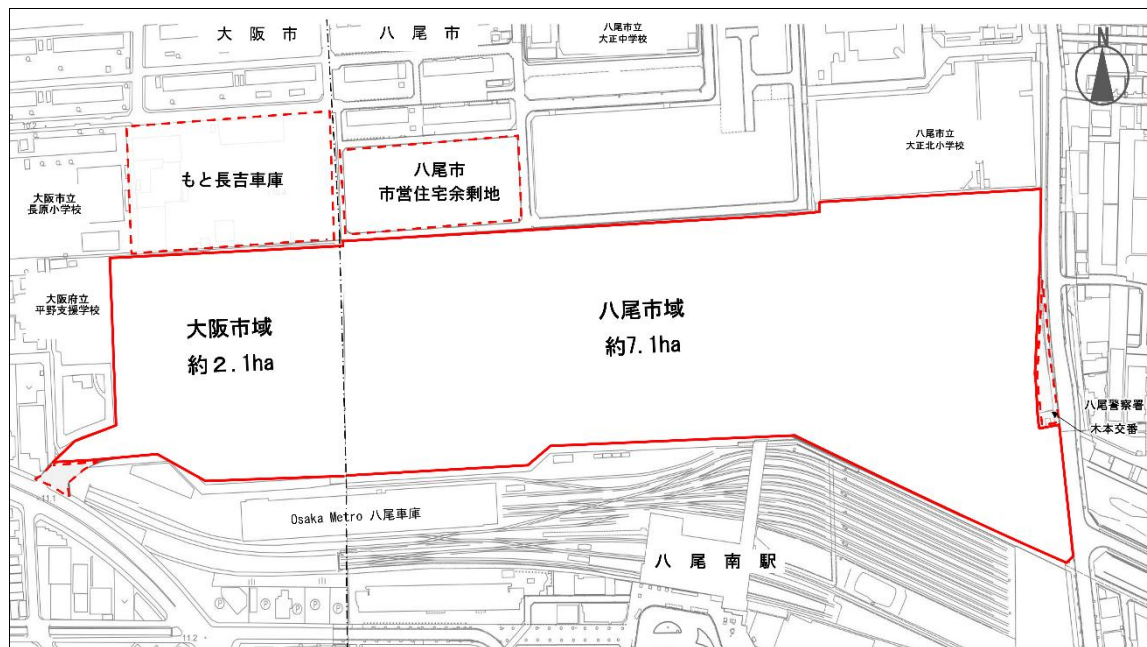
この場合において、当該出席者は、ウェブ会議の方法による検討会への参加をもって検討会に出席したとみなすものとする。

(雑則)

第9条 本要綱に定めのない事項については、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。



【凡例】

- 八尾空港西側跡地
- - - - - その他用地

別 表1

八尾空港西側跡地まちづくり基本構想検討会 構成員

地方公共団体
八尾市
大阪市 計画調整局

[敬称略]

学識経験者	
関西大学 環境都市工学部 建築学科 教授	岡 絵理子
大阪公立大学 農学部 緑地環境科学科 教授	加我 宏之
常磐会学園 常勤監事	農野 寛治

別 表2

八尾空港西側跡地まちづくり基本構想検討会 オブザーバー

オブザーバー
大阪府・大阪市 大阪都市計画局
独立行政法人 都市再生機構

八尾空港西側跡地まちづくり基本構想検討会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示を受けて、会場に入場すること。
- (2) 傍聴の定員は 10 名とする。傍聴の受付は、会議開催の 30 分前から先着順に行い、定員になり次第、受付を終了する。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ること。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議の座長又は事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者がこの規定に違反したときは、会議の座長又は事務局はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場させることができる。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。